

発行所:一般社団法人日本社会医療法人協議会 発行人:西澤寬俊

〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12 TEL/FAX:03-6261-0138 URL: http://nishakyo.or.jp/ E-mail: info@nishakyo.or.jp 制作:株式会社日本医療企画 〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町4-14 TEL:03-3256-2864

#### 【 ◎ 平成26年度社会医療法人トップマネージメント研修

# 社会医療法人の今後のかじ取りに不可欠な 制度論·税務実務等を一挙解説

一般社団法人日本社会医療法人協議会は10月4日と5日、グラントウキョウサウスタワー(東京都千代田区)で、「平成26年度社会医療法人トップマネージメント研修」を開催した。2日間にわたり社会医療法人の制度論、会計・税務実務論、経営・財務管理論の講義が行われた。当初の定員を大幅に上回る80人が参加し、熱心に聞き入っていた。

## 社会医療法人の認定要件や 届け出書類など制度の理解と 運営を再確認

研修の開会にあたって、西澤寛俊・日本社会医療法人協議会会長が挨拶。「現在、社会医療法人は234法人、当協会会員は193法人となっている。2025年に向けて進められているさまざまな制度改革のなかで、社会医療法人の役割は極めて重要であり、さまざまな役割を果たすことを期待されている。この研修を、改めて社会医療

西澤寛俊会長は「2025年に向け、社会医療法人に期待され

法人の制度、会計・税務、財務管理について正確な認識を持ち、25年に向け私たちに期待される役割を考える機会にしてほしい」と話した。

初日はまず、公認会計士の石井 孝宜・監査法人エムエムピー ジー・エーマック最高顧問が、「医 療法人制度論 I 」として「社会医 療法人、制度の理解と運営につい て」と題し、社会医療法人の認定 要件や届出書類の内容を解説し た。

最初に、見落としがちな重要な点として、▽定額基準がない代わりに、役員への給与・賞与・退職金等の支給基準を定めなければいけないこと、▽特別の利益供与の禁止の対象に当該医療法人の理事、監事、使用人およびその配偶者・三親等以内の親族までが含まれること──などを確認した。

また、社会医療法人特有の実務問題にも言及。奨学金の貸与や剰余金の寄附などを例に挙げ、「医

療法人に本来ある『非営利性』の考え方からすると、おかしいと思われる議論がある。こうした問題に対し日本社会医療法人協議会が一つの団体として、要望を出していくことは重要」としたうえで、「個々の法人では、個別具体的な疑問点が数々出てきているのではないかと思うので、常に情報共有をして、早めに問題解決にあたるべき」と強調した。

## 社会医療法人とその他の 医療法人の法人税上における 性格の違いなどを解説

続いて、公認会計士の五十嵐邦 彦・同法人代表社員が会計・税務 実務論 I として「社会医療法人の 税制・税務」と題し、社会医療法 人とその他の医療法人の法人税上 の違いなどを解説した。

法人税上、社会医療法人は、公 益法人などと同様に収益事業にの み所得課税があり、かつ軽減税率 が適用されるというメリットを有 している。株式会社などと同じく 所得課税で普通税率が適用される その他の医療法人とは根本的に異 なる特徴だと指摘した。

ただし、社会医療法人の事業の 課税・非課税の区分には紛らわし い点があるとして、法人税課税上 の「事業区分」と、医療法上の「業 務区分」に分けて説明した。法人 税施行令には、法人税課税対象となる「その他の収益事業34業種」に定められている。この29番目に定められている「医療保健業」の内容は、医療法上の業務区分「本来業務」「附帯業務」「収益業務」からなり、そのうち非課税となるのは「本来業務」のみで、附帯業務と収益業務は原則課税である。そのうえで、「医療法上では本来業務でも、法人税課税上は課税されるものもある」と注意を促した。

さらに、収益事業所得の計算上の特記事項として、▽収益費用だけではなく、資産負債も区分すること、▽みなし寄附(収益事業部分から非収益事業部分への資金繰り入れ)の適用が可能であること、▽預金利息等の源泉所得税は、法人税上の所得税額控除の対象ではなく、非課税で源泉されないこと――などを確認した。

## 病院の財務諸表に基づき 今次診療報酬改定後の 収益状況を分析

初日最後に石井最高顧問が再び 登壇し、「経営・財務管理論 I」 として「しっかり決算書、財務デー タを見て理解する」をテーマに講 演した。

国立病院や自治体病院、医療法人の財務諸表をもとに、平成26年度診療報酬改定後のそれぞれの収益状況を解説。「昨年までの売上インフレ・コストデフレという状況が一変し、売上デフレ・コストインフレの時代が再来しており、病院経営は厳しくなる可能性が高いという認識を持つことが大切」としたうえで、「貸借対照表や損益計算書から見えてくるものがある。経営者は、こうしたとこ



ろから情報を読み解くことが必要」と締めくくった。

# 非営利ホールディングカンパニー型法人の議論の推移と ポイントを整理

2日目はまず、石井最高顧問が「医療法人制度論(Ⅱ)」として「『非営利ホールディングカンパニー型法人制度』議論について」と題した講演を行った。非営利ホールディングカンパニー型法人の構想が出てきた経緯を振り返りつつ、同法人の機能などに関する議論の内容を紹介した。

同法人形態の創設を提起したのは、24年1月に発行された公益 財団法人総合研究開発機構NIRA の研究報告書「老いる都市と医療 を再生する一まちなか集積医療の 実現策の提示一」のなかの、武田 俊彦・厚生労働省政策統括官参事 官・社会保障担当参事官室長(当 時)が執筆した「これからの医療 介護システムー今後の医療・まち づくりの総合展開と関連法法人見 直しの必要性一」が初めてといわ れている。

また、25年8月2日にまとめられた「社会保障制度改革国民会議報告書」のなかでも、「例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の



移転等を速やかに行うことができ る道を開くための制度改正を検討 する必要がある」とうたっている。

そのうえで、石井最高顧問は同報告書と武田氏の論文の相違点として、非営利性を担保し厳正化する、かつ持分を有することを認めるという考え方が後者にはあると指摘した。

さらに、25年10月29日の産業 競争力会議医療・介護等分科会で は、検討の視点として「医療イノ ベーションや医療の国際展開を進 めていくためには、アメリカにお けるIHNのように国際的に通用す る規模・質を持った医療機関の存 在が求められる」こと、その具体 策として「非営利ホールディング 型医療法人制度の創設検討」が示 され、森田潔・岡山大学学長によ る「岡山大学メディカルセンター 構想」や、日本医師会が提案した 「統括医療法人」など、さまざま な形のホールディングカンパニー 型法人が出されていることを報 告。今後の議論の推移を見守る必 要があるとしつつも、石井最高顧 問は「非営利ホールディングカン パニー型法人は『地域連携型医療 法人』と名前を改めて議論されて いるが、議論の口火を切った報告 書に医療法人に対して『地域医療 の中心となってがんばってほし い』というメッセージが込められ ていたと考えられる」と述べた。

## 医療法人会計基準の特長や 他の非営利会計基準との 違いなどを解説

続いて、五十嵐代表社員が「会 計・税務実務論(Ⅱ)」として「社 会医療法人の会計(医療法人会計 基準と病院会計準則)」と題し、 五十嵐代表社員自身が作成に深く かかわり、26年2月に公表した「医 療法人会計基準に関する検討報告 書」のポイントなどを踏まえ、医 療法人に求められる会計基準のあ り方などについて講演した。

医療法人は従来、企業の会計基 準を応用して処理しなければなら なかったが、同報告書が提示する 「医療法人会計基準」は、医療法 人特有の事情を勘案している。企 業の会計基準と異なる点として、 「純資産の部の会計処理(配当や 資本取引)が重要な位置づけを占 める企業とは異なり、出資金概念 がある類型があっても非営利法人 であることから資本取引・損益取 引区分の原則を一般原則におか ず、資本剰余金・利益剰余金の区 別をしていない点を挙げた。

他の非営利会計基準と異なる点 としては、損益情報にかかる計算

書類名が、学校法人は「消費収支 計算書」、社会福祉法人は「事業 活動計算書」、公益法人は「正味財 産増減計算書 L NPO法人は「活動 計算書」となっているのに対し、 「損益計算書」以外のものとする ことができない点を挙げた。財務 諸表様式や勘定科目などの詳細も 示さないことになっている。

また、医療法人会計基準独自の 特徴として、医療法人は非営利で 配当が禁止されているが、一部に 出資と持分の概念がある法人類型 が存在する状況に対応するための 「純資産会計」と、業務分類として 誤解が生ずることも多い本来業 務・附帯業務・収益業務という概 念に対応するための「事業損益の 区分と費用収益の分類」について 解説した。五十嵐代表社員は「会 計基準そのものの均衡やあるべき 論よりも、現行制度との整合性を 優先させた」と説明した。

収益と費用の分類方法について は、「省令で示されている分類の 考え方を踏襲し、資金調達と資金 運用にかかる費用収益以外の施設 などに帰属が明確な付随的な費用 収益は事業損益に計上する」とし ている。これは病院会計準則と異 なる点で、たとえば医業外利益に は補助金も含めている。「法人類 型全体の視点から管理するため | と説明した。

以上のようなことを踏まえて、 今回の医療法人会計基準は「あく まで実態を重視したもの」であり、 法令などとの本質的な差異を理解 したうえで適用するように訴えた。

## 石井最高顧問 「社会医療法人に課せられた 役割は大きい」

最後に再度、石井最高顧問が登 壇。「経営・財務管理論(Ⅱ)」と して「社会医療法人、2025年の事 業規模とそのマネジメントを考え る」と題し、社会医療法人の果た すべき役割などに関する見解を述 べ、「非営利ホールディングカン パニー型法人が議論されている が、同法人の機能は『役割を少し 変更させれば社会医療法人で十分 務まる』という見解もある」と指 摘した。

病院業界は本格的な淘汰・再編 が始まっており、そのなかでいか に効率的で質の高いサービス提供 体制を確立できるかが問われてい る。「非営利事業は儲けることが 目的ではないだけに、経営感覚を きちんと導入するのはきわめて難 しいが、それを達成できなければ 営利法人の参入を許してしまうか もしれない。社会医療法人に課せ られた役割は大きい」と締めく くった。

講演後に伊藤伸一副会長が「地 域医療の中心を担うという社会医 療法人の役割を再認識したいしと 挨拶し、閉会した。

なお、今回の研修を踏まえ、今 年度中をめどに社会医療法人に関 する研修会を開催する予定だ。



会場はぎつしりと埋まり、

## 社会医療法人関連ニュース 平成26年8~10月

# ●社会保障審議会福祉部会で社会医療法人が比較対象に

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会(部会長=田中滋・慶應義塾大学名誉教授)が平成26年8月27日、7年ぶりに再開され、社会福祉法人制度の見直しなどについて議論を続けている。

9月4日に開催した同福祉部会では、事務局(社会・援護局総務課)が、同族支配の禁止について社会福祉法人と比較するために、社会医療法人における規定を参考資料として紹介した。

また、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会を代表する委員(代理、参考人)が「公益法人制度改革の進行、社会医療法人の創設による状況の変化というものは非常に理解をしているが、やはり、社会福祉法人らしい経営組織のあり方をめざしていくべきであろうと考えている」と発言した。

#### ●社会医療法人の認定要件の見直 しについて議論

厚生労働省の「医療法人の事業 展開等に関する検討会」(座長= 田中滋・慶應義塾大学名誉教授) は9月10日、第6回検討会を開催した。「社会医療法人の認定要 件の見直し」も議題として取りあ げられた。

事務局(医政局医療経営支援課)では、社会医療法人の認定要件の見直しが必要となっている背景について、まず、政府が6月に閣議決定した「日本再興戦略」改訂2014において「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情

を踏まえた認定要件とする」としていることを挙げた。

それを踏まえて、「社会医療法人の一層の普及を図るため、どのような地域の事情を踏まえた認定要件とすることが考えられるか」と、論点を提示した。

また、昨年11月に開催された「第3回産業競争力会議医療・介護等分科会」で、増田寛也主査が「社会医療法人の認定要件について、たとえば救急医療については夜間休日搬送受入件数が年間750件以上と数字できちんと定められているが、地域によってかなり状況が違うのではないか。都心部での年間750件と、地方部での750件では、クリアするハードルの高さが全く違う」と指摘していることも紹介した。

同検討会の構成員からは、①救 急医療については、本来的には実 績(件数)の基準ではなく、救急 の体制をとって常に準備している という機能基準であるべき、②社 会医療法人の新たな要件として災 害医療における役割を検討してい ただきたい、③社会医療法人の認 定取り消し時の課税遡りの要件の 問題についてきちんと解決してい ただきたい—といった意見が出 た。

それらの意見を受けて、田中座 長は「社会医療法人の認定要件の 見直しは、税務当局の意見も聞く 必要がある」として、事務局にそ の作業を行うように指示をすると ともに、「その結果を踏まえなが ら、今後の方向性について、再度 議論をしたい」と取りまとめ、閉 会した。

#### ●リートの仕組みを社会医療法人 に応用するアイデアも

国土交通省は9月26日、リート(REIT=Real Estate Investment Trust、不動産投資信託)の仕組みを病院等に活用するうえでのガイドラインを検討するために、第1回「病院等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会」(座長=田村幸太郎・牛島総合法律事務所弁護士)を開催した。同検討会の構成員から、自治体病院の移譲先として社会医療法人を想定したうえで、リートを使って自治体病院を民間移譲する仕組みを作れるのではないか、というアイデアが出た。

#### ●10月1日現在で社会医療法人 は234に、3カ月で10増

厚生労働省は10月15日、平成26年10月1日現在での社会医療法人の認定状況について公表した。

それによると10月1日現在で234法人が社会医療法人として認定されており、3カ月前の7月1日の時点と比較すると10法人増えている。その10法人について都道府県別で見ると、北海道で5法人、岩手県で1法人、埼玉県で1法人、東京都で1法人、新潟県で1法人、岐阜県で1法人、それぞれ増加している。

また、その3カ月間で特徴的なのは、岩手県において初めて社会医療法人が認定されたことである。その結果、平成26年10月1日現在で社会医療法人が認定されていないのは静岡、富山、福井の3県となった。